

がんの治療を受けている千代田区民の方へ

ウィッグや胸部補整具などの 購入等費用助成のご案内

千代田区では、がん治療中の方が、前向きな療養生活を送れるよう、治療に伴う外見の変化をカバーするために購入したウィッグや帽子、補整具の購入等の費用の一部を助成します。

【 制度の概要 】

助成の対象となる方	次の項目のすべてに当てはまる方 ・申請日時点で千代田区に住民登録のある方 ・がんと診断され、現在その治療を行っている方 ・がんの治療に伴う脱毛や乳房の切除などの手術により、ウィッグや胸部補整具を必要とする方 ・他の法令等に基づく同種の助成などを受けたことがない方
助成対象品	■ウィッグ（部分ウィッグや装着用のネットを含む） ■帽子 ■胸部補整具（補整下着、補整用シリコンパッド、人工ニップル等） （※ いずれも医療用に限らず申請可能）
助成金額	購入やレンタル等にかかった実費（消費税を含む、上限100,000円） ※ 申請は、対象者一人につき2回限り ※ 個数の上限なし。また、異なる助成対象品を併せて申請可 ※ レンタル等とは、レンタルやリース、定額利用を指します。
申請期限	購入やレンタル等の費用を支払った日の翌日から1年以内
申請に必要な書類	① 千代田区がん患者補整具購入等費用助成金交付申請書兼口座振替依頼書 ② ウィッグ等の購入やレンタル等の費用を支払った日付や金額の明細が分かる書類（領収書などの原本） ③ がん治療を受けていることを証明する書類 （診療明細書、お薬手帳、治療方針計画書などの写し） ④ 申請者の本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカードなどの写し） ⑤ 振込先口座が確認できる書類（通帳などの写し）
配布場所	申請にあたり必要な書類は、区ホームページでダウンロードできるほか、区役所2階の区政情報コーナーや、千代田保健所1階、5階で配布します。 (http://www.city.chiyoda.lg.jp/koho/kenko/iryo/konyuhiyojyosei.html)



【 申請方法 】

必要書類を、以下の送付先まで郵送にて提出してください。

送 付 先	〒102-0073 千代田区九段北1-2-14 千代田保健所 健康推進課 健康推進係 ウィッグ等購入費助成受付担当
-------	--

【 注意事項など 】

- (1) がんの治療中の方のほか、その同一世帯の方がウィッグ等を購入やレンタル等した場合も、申請することができます。
- (2) 申請は対象者1人につき2回限りです。1回の申請での個数は問いませんので、助成対象品を複数購入またはレンタルした場合などは、まとめて申請してください。
- (3) ウィッグまたは帽子の助成を受ける場合は、脱毛の副作用のある化学療法もしくは放射線治療等を受けていることが確認できる書類、胸部補整具の助成を受ける場合は、乳房切除などのがんの手術をしたことが確認できる書類が必要となります。
- (4) 領収書は、様式は問いませんが、①宛名（フルネーム）、②購入やレンタル等の費用を支払った日、③購入やレンタル等の金額、④商品の内容または内訳、⑤領収書発行者の名称及び住所、全ての記載が必要です。商品の内容の記載がない場合や、金額に助成対象ではない商品の代金が含まれている場合は、購入明細書や納品書など、商品の内容と金額の内訳が分かる書類も提出してください。

なお、領収書の発行ができない場合は、支払いをしたことが分かるものと、上記①～⑤の必要事項全てが確認できるものを提出してください。

領収書 見本

※ ウィッグの例

申請者のフルネームが必要です。
※「上様」や苗字のみは不可

申請期限は、
この日の翌日から1年以内です。

金額が5万円以上の場合は、収入印紙が必要です。

※ クレジットカード払いの場合は、収入印紙は不要ですが、その旨の記載が必要です。

領 収 書	
① 千代田 さくら 様	② 令和元年10月1日
③ ￥ 53,000 -	
④ ただし、 <u>ウィッグ及びウィッグスタンド購入代金</u> として上記正に領収いたしました。	
収入印紙 ⑤	住所：◇◇◇区△△△町1-2-3 氏名：株式会社〇〇〇〇 店長 □□□□ 印

購入やレンタル等した商品が、助成対象品であることが分かる記載が必要です。

領収書発行者の名称・住所

【お問合せ先】



千代田保健所 健康推進課 健康推進係

電 話 03(5211)8171

E-mail kenkousuishin@city.chiyoda.lg.jp